官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務五九）　二
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働七九）　三
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二七〇）　四
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一一〇）　四
○動物の衛生及び検疫における協力に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（外務二八二）　四
○返納を命じた旅券を無効とする件（同二八三）　四
○スリランカ民主社会主義共和国における腐敗防止制度の確立を通じた腐敗行為訴追推進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同二八四）　四
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一一七二）　四
○輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一一七三）　七
○肥料の登録が失効した件（同一一七四）　七
○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件（同一一七五、一一七六）　八
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項の規定に基づき、特定社会基盤事業者を指定する件（経済産業一一九）　八
○航路標識に関する件（海上保安庁一九）　八
○道路に関する件（東北地方整備局六〇）　八
○道路に関する件（四国地方整備局四四）　八
〔国会事項〕
内閣府　カジノ管理委員会　法務省
会計検査院　九
〔人事異動〕　九
〔叙位・叙勲〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項
指定保安検査機関の指定に関する公示（中国四国産業保安監督部）　一〇
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一〇
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　一〇
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（茨城労働局最低工賃公示一）　一〇
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配七五）　一二
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、有権者申出方、旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知関係　一二
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、再生関係　二五
会社その他

省　令

○財務省令第五十九号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十条第四項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月一日

財務大臣　加藤　勝信

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二に次の一項を加える。

7　法第八十条第四項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての経済産業大臣の証明書で、当該登記を受ける者が同項に規定する選定事業者であること、当該登記を受ける事項が同項に規定する資本金の額の増加であること及び当該資本金の額の増加が同項に規定する選定実施計画に係るものであることの記載があるものを添付しなければならない。

附　則

この省令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。

○厚生労働省令第七十九号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第二項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （船員保険の介護料の額に関する経過措置） **第一条の二**　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号。次項において「整備政令」という。）第五十七条の二第二項に規定する雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条において「改正法」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた改正法第四条の規定による改正前の船員保険法（以下この条において「旧船員保険法」という。）の規定による介護料の月額として第一条の規定による改正前の船員保険法施行規則（以下「旧船員保険法施行規則」という。）第七十六条ノ三第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。 一　次のイからハまでに掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に応じ、当該イからハまでに掲げる額 イ　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（ロに規定する場合を除く。）　その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十八万六千五十円を超えるときは、十八万六千五十円とする。） ロ・ハ　（略） 2　前項の規定は、整備政令第五十七条の二第二項に規定する改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた旧船員保険法の規定による介護料の月額として旧船員保険法施行規則第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率について準用する。この場合において、前項第一号イ中「十八万六千五十円」とあるのは「九万二千九百八十円」と、同号ロ及びハ中「八万五千四百九十円」とあるのは「四万二千七百円」と、同項第二号中「第七十六条ノ三第一項」とあるのは「第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。	附　則 （船員保険の介護料の額に関する経過措置） **第一条の二**　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号。次項において「整備政令」という。）第五十七条の二第二項に規定する雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条において「改正法」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた改正法第四条の規定による改正前の船員保険法（以下この条において「旧船員保険法」という。）の規定による介護料の月額として第一条の規定による改正前の船員保険法施行規則（以下「旧船員保険法施行規則」という。）第七十六条ノ三第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。 一　次のイからハまでに掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に応じ、当該イからハまでに掲げる額 イ　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（ロに規定する場合を除く。）　その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十七万七千九百五十円を超えるときは、十七万七千九百五十円とする。） ロ・ハ　（略） 2　前項の規定は、整備政令第五十七条の二第二項に規定する改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた旧船員保険法の規定による介護料の月額として旧船員保険法施行規則第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率について準用する。この場合において、前項第一号イ中「十七万七千九百五十円」とあるのは「八万八千九百八十円」と、同号ロ及びハ中「八万五千四百九十円」とあるのは「四万二千七百円」と、同項第二号中「第七十六条ノ三第一項」とあるのは「第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の附則第一条の二の規定は、この省令の施行の日以後に受けた介護に係る介護料の額の算定について適用し、同日前に受けた介護に係る介護料の額の算定については、なお従前の例による。

その他告示

○総務省告示第二百七十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月一日

総務大臣　村上誠一郎

一　名称	令和七年度東ティモール民主共和国に対する能力構築支援（施設及び施設機械整備）派遣事業参加部隊
二　国外派遣期間	令和七年八月四日から令和七年九月二十六日まで
三　派遣人数（概数）	十七人程度
四　派遣地域	東ティモール民主共和国

○法務省告示第百十号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年八月一日

法務大臣　鈴木　馨祐

東京法務局所属	髙宮　健二
横浜地方法務局所属	石川さおり
さいたま地方法務局所属	森田　邦郎
千葉地方法務局所属	松谷　佳樹
大阪法務局所属	内田　耕平
京都地方法務局所属	橋本　都月

○外務省告示第二百八十二号

令和元年十一月二十五日に東京で署名された動物の衛生及び検疫における協力に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定については、我が国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを令和七年六月二十日に通告し、中華人民共和国はこれを同日に受領した。中華人民共和国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを通告し、我が国はこれを令和七年七月十一日に受領した。よって、同協定は、その第十条1の規定に従い、令和七年七月十一日に効力を生じた。

令和七年八月一日

外務大臣　岩屋　毅

動物の衛生及び検疫における協力に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定

日本国政府及び中華人民共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

動物の衛生及び検疫の分野における二国間の協力のために両国の環境を改善することを希望し、

動物の伝染性疾病の国境を越えるまん延を防止するための取組を強化することを希望し、

それぞれの国の農業、畜産業、漁業及び公衆衛生を保護することを意図し、

相互主義に基づく両締約国政府間の公正かつ衡平な友好関係がこれらの目的に資することを認識して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a)　「動物」とは、家畜、家きん、鳥獣類、魚類、えび類、かに類、貝類、蜂その他の飼養されている又は野生の動物をいう。

(b)　「動物由来の製品」には、動物に由来する肉、原皮、原毛、羽毛、臓器、脂肪、血液、精液、卵子、受精卵、骨、ひづめ、頭、角及び腱（けん）並びに乳及び卵を含む。

(c)　「動物衛生証明書」とは、国際獣疫事務局の証明書のひな型に倣って作成される有効な文書であって、検疫の対象となる動物、動物由来の製品又は他の品目の健康状態又は衛生状態に関して動物の検疫に係る当局が交付するものをいう。

第二条

両締約国政府は、動物及び動物由来の製品の安全な取引を円滑にすることを目的として、病原体によって汚染されている可能性がある動物、動物由来の製品、飼料、梱包、容器及び他の媒介物の輸入、輸出又は通過から生ずる動物の伝染性疾病の国境を越えるまん延から自国を保護するため、国境を越える動物の疾病の管理における協力のための制度を改善する。

第三条

この協定の実施について責任を負う権限のある当局は、次のものとする。

(a)　中華人民共和国については、農業農村部及び海関総署

(b)　日本国については、農林水産省

第四条

1　両締約国政府は、日本国農林水産省及び中華人民共和国農業農村部が、動物衛生当局として、この協定の枠組みの下で、動物の衛生に関する協力覚書その他の文書について交渉し、及びこれに署名することをそれぞれ認める。

2　両締約国政府は、日本国農林水産省及び中華人民共和国海関総署が、輸入及び輸出に関する動物の検疫を行う規制当局として、この協定の枠組みの下で、動物、動物由来の製品及び飼料の輸入、輸出及び通過のための動物の衛生及び検疫の要件に関する協力覚書その他の文書について交渉し、及びこれに署名すること並びに関連する動物衛生証明書の見本を確認し、及び交換することをそれぞれ認める。

3　1及び2に規定する署名された協力覚書その他の文書は、この協定に従って誠実に実施されなければならない。

第五条

1　一方の締約国政府の国から他方の締約国政府の国に輸出される動物、動物由来の製品及び飼料については、輸入国の動物の衛生及び検疫に関する法令及び規則並びに前条に規定する協力覚書その他の文書に従う。

2　両締約国政府は、輸入締約国政府が輸出締約国政府の規制当局によって交付された動物衛生証明書を求める場合には、1に規定する輸出される動物、動物由来の製品及び飼料に当該動物衛生証明書の原本が添付されることを確保する。

3　2に規定する動物衛生証明書の技術的な様式については、前条2に規定する規制当局が協議を通じて相互に合意する。

4　輸入締約国政府は、輸入国の動物の衛生及び検疫に関する法令及び規則並びに前条に規定する協力覚書その他の文書に従い、輸出締約国政府の国から輸入する動物、動物由来の製品、飼料、梱包、容器及び他の媒介物について検疫を行う権利を有する。輸入締約国政府は、問題を探知した場合には、積荷において発見された外国の動物の疾病、寄生虫及び有害な物質の侵入を防ぐために、検疫に係る処置を実施し、又は制限的な措置を採用する権利を有する。

5　輸入締約国政府は、検疫の対象となる品目が病原体その他病害虫を保有していることが判明した場合又は検疫の対象となる品目が自国の動物検疫に関する法令及び規則の要件を満たしていない場合には、適時に輸出締約国政府に通報する。

第六条

両締約国政府は、次のことにより、動物、動物由来の製品、飼料、梱包、容器及び他の媒介物の取引についての行政及び科学技術に関する情報交換に係る協力を円滑にする。

(a)　自国内で生ずる次の事案の詳細について、適時に相互に通報すること。

(i)　国際獣疫事務局が通報の対象としている疾病及び感染の最初の発生又は再発

(ii)　国際獣疫事務局が通報の対象としている疾病の新型の病原体の最初の発生

(iii)　国際獣疫事務局が通報の対象としている疾病に係る分布、発生率又は致死率の突然かつ予想外の増加

(b)　自国内で発生した国際獣疫事務局が通報の対象としている他の動物の伝染性疾病に関する半年ごとの公式報告書を交換すること。

(c)　隣接する国において発生した国際獣疫事務局が通報の対象としている疾病の侵入を防ぐために実施した防止及び管理のための措置について相互に通報すること。

(d)　二国間の取引を円滑にすることを目的として、他方の締約国政府の動物の衛生に関する措置を把握し、及びこのような措置の同等性を確保するため、動物の衛生に関する行政及び運営に係る協力及び経験の共有を実施すること。

(e)　セミナー等の手段を通じて、動物の健康、獣医公衆衛生、輸出入の際の検査及び検疫、動物の個体識別並びに情報の管理及び伝達並びに動物の健康における薬剤耐性に関する技術的な情報を交換すること。

(f)　動物の検疫及び衛生の分野における法令及び規則に関する官報その他の出版物を交換すること。

(g)　獣医分野における診断方法及びワクチンの研究開発において協力すること。

第七条

両締約国政府は、前条(a)から(g)までに規定する協力の実施において、それぞれの国内法令及び両締約国政府間で効力を有する適用可能な国際協定に従って、著作権、特許その他の知的財産を保護する。

第八条

1　各締約国政府は、自己の利用可能な予算上の財源の範囲内で、次の活動の費用を負担する。

(a)　動物の検疫及び動物の衛生管理に関する自国政府の代表団の訪問（動物の検疫及び動物の衛生管理の実施又は運営上の経験の共有に関する訪問を含む。）

(b)　セミナー及び他の科学分野の会議への自国政府の専門家又は研究者の派遣

2　各締約国政府は、情報、官報及び出版物を他方の締約国政府に送付する費用を負担する。

3　1及び2の規定にかかわらず、両締約国政府は、この協定の範囲内の活動についての資金に関する取決めを決定することができる。

第九条

1　この協定の解釈又は実施から生ずる紛争は、外交上の経路を通じて両締約国政府間の協議によって解決する。

2　第四条に規定する協力覚書その他の文書の解釈又は実施から生ずる紛争は、第三条に規定する権限のある当局の間の協議によって解決する。権限のある当局の間の協議によって当該紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、外交上の経路を通じて両締約国政府間の協議によって解決する。

第十条

1　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内法上の手続が完了したことを外交上の経路を通じて書面により相互に通告することにより、その通告のうちいずれか遅い方の通告が受領された日に効力を生ずる。この協定は、両締約国政府により、それぞれの国において効力を有する関係法令に従って実施される。

2　この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国政府も、外交上の経路を通じて他方の締約国政府に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が受領された日の後六箇月の期間が満了する日まで効力を有する。

第十一条

この協定は、他の国際協定、条約及び議定書に基づく各締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十二条

この協定の改正は、両締約国政府間の書面による合意によって行われるものとし、第十条1に規定する手続と同様の手続に従って効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十九年十一月二十五日に東京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
横井裕

中華人民共和国政府のために
孔鉉佑

○外務省告示第二百八十三号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和七年七月二十二日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和七年八月一日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年七月二十二日
発行年月日　令和四年六月二十一日
旅券番号　ＴＴ二二八二七七

○外務省告示第二百八十四号

令和七年七月一日にコロンボで、スリランカ民主社会主義共和国における腐敗防止制度の確立を通じた腐敗行為訴追推進計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　腐敗防止制度の確立を通じた腐敗行為訴追推進計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億五千七百万円

3　署名者

日本側　磯俣秋男在スリランカ大使

国際連合開発計画側
久保田あずさ在スリランカ事務所代表

令和七年八月一日

外務大臣　岩屋　毅

○農林水産省告示第千百七十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年六月二十四日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和七年八月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の氏名又は名称及び住所

有効期間が令和10年６月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第66066号	化成肥料	エーコープ苦土尿素入り複合硫加燐安S380	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第66068号	化成肥料	エーコープ苦土入り複合硝加燐安S121	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第66095号	液状肥料	ほう素入り液状複合肥料K―7	ラサ晃栄株式会社	東京都千代田区内神田二丁目６番８号
生第66136号	化成肥料	マルナカ複合肥料ユーキベレ1257	中部飼料株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目13番19号
生第81649号	化成肥料	ジシアン・マンガンほう素有機入り化成肥料20010号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第81655号	化成肥料	苦土入りMAMオール マイティ280号	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第81658号	液状肥料	東商尿素有機入り液状複合肥料芝ドクターL（鉄添加）	株式会社東商	静岡県焼津市本中根350番地の１
生第81667号	汚泥肥料	ハートアース生地	株式会社吉永商会	熊本県水俣市月浦54番地の110
生第85128号	化成肥料	くみあい有機入り化成966	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第85133号	化成肥料	廃植酸・有機入りエース795	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第85141号	液状肥料	海藻エキス入り液体肥料２号	株式会社アイム	埼玉県北葛飾郡杉戸町大島291番地
生第85142号	液状肥料	海藻エキス入り液体肥料３号	株式会社アイム	埼玉県北葛飾郡杉戸町大島291番地
生第85148号	液状肥料	MS―ZERO	双葉肥料株式会社	静岡県静岡市清水区長崎167番地
生第85157号	汚泥肥料	しほろhi	士幌町農業協同組合	北海道河東郡士幌町字士幌西二線159番地
生第85158号	汚泥肥料	マモルパワー	株式会社イシイ機械リース	北海道紋別郡雄武町字雄武67番地の12
生第85160号	汚泥肥料	マイクロバランス	株式会社栄光通商	茨城県水戸市杉崎町1263番地の１
生第88093号	化成肥料	くみあい化成肥料13号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第88095号	化成肥料	くみあい化成肥料492号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第88096号	化成肥料	くみあい化成肥料７号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号

生第88097号	化成肥料	くみあい化成肥料８号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第91187号	化成肥料	シバニードグリーン粒剤	住友化学園芸株式会社	東京都中央区日本橋小網町１番８号
生第91197号	液状肥料	SNZ液肥120号	住化農業資材株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目６番17号
生第91198号	液状肥料	SNZ苦土、マンガン、ほう素入り硝酸石灰複合液肥	住化農業資材株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目６番17号
生第91199号	液状肥料	SNZ尿素複合液肥058号	住化農業資材株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目６番17号
生第91206号	配合肥料	くみあい苦土入り粒状複合880―Cu	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第91208号	配合肥料	ぼかし元気	株式会社丸藤	北海道美唄市字チャシュナイ1017番地112
生第91213号	汚泥肥料	根力	株式会社光コーポレーション	福岡県久留米市北野町金島1546番地
生第93381号	家庭園芸用複合肥料	ルートダッシュBS Type	東海物産株式会社	三重県四日市市高角町2997番地
生第93382号	汚泥肥料	食品工場汚泥肥料IF１号	株式会社イチハラフーズ	東京都新宿区白銀町２番４号白銀町ビル２階
生第93383号	汚泥肥料	まなぶちゃん	株式会社村山コンポストリサイクルセンター	山形県村山市大字杉島230番地の６
生第105309号	化成肥料	ほう素マンガン苦土入り野菜化成220	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号
生第105333号	液状肥料	液状複合肥料1160	有限会社ハイドロテック	大阪府和泉市芦部町83番地
生第105334号	化成肥料	すくすく246号α（アルファ）	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第105343号	汚泥肥料	パフミン	宇都宮王子紙業株式会社	栃木県宇都宮市白沢町592番地
生第105344号	汚泥肥料	パフミン赤	宇都宮王子紙業株式会社	栃木県宇都宮市白沢町592番地
生第105348号	汚泥肥料	穂波苑肥料	ふくおか県央環境広域施設組合	福岡県飯塚市楽市728番地１
生第105349号	液状肥料	西肥600号	西日本殖産有限会社	熊本県八代市松崎町159番地１
生第105350号	液状肥料	020複合液肥１号	株式会社生科研	熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地４
生第105359号	家庭園芸用複合肥料	エード15号	住友化学園芸株式会社	東京都中央区日本橋小網町１番８号
生第105363号	化成肥料	三光有機入り野菜化成050	三光産業株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号
輸第12464号	液状肥料	PK13／14	株式会社大景	神奈川県川崎市宮前区南野川三丁目22番39号
輸第12465号	液状肥料	BCM―DP98	バイケミックジャパン株式会社	東京都中央区日本橋人形町三丁目６番７号
輸第12471号	家庭園芸用複合肥料	Aqua Flores A	株式会社大景	神奈川県川崎市宮前区南野川三丁目22番39号
輸第12472号	家庭園芸用複合肥料	Aqua Flores B	株式会社大景	神奈川県川崎市宮前区南野川三丁目22番39号
輸第12473号	家庭園芸用複合肥料	Aqua Vega A	株式会社大景	神奈川県川崎市宮前区南野川三丁目22番39号
輸第12474号	家庭園芸用複合肥料	Aqua Vega B	株式会社大景	神奈川県川崎市宮前区南野川三丁目22番39号
輸第12475号	家庭園芸用複合肥料	Coco A	株式会社大景	神奈川県川崎市宮前区南野川三丁目22番39号
輸第12476号	家庭園芸用複合肥料	Coco B	株式会社大景	神奈川県川崎市宮前区南野川三丁目22番39号
輸第105360号	家庭園芸用複合肥料	Amairo―01	甘彩六花株式会社	東京都千代田区平河町一丁目６番15号

有効期間が令和10年６月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第76159号	化成肥料	くみあい苦土尿素入り複合硫加燐安482	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第76178号	液状肥料	エース１号	有限会社アネット	宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字大谷地８番地
生第76179号	液状肥料	エース２号	有限会社アネット	宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字大谷地８番地
生第76180号	液状肥料	エース３号	有限会社アネット	宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字大谷地８番地
生第76182号	液状肥料	エースリンマグ	有限会社アネット	宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字大谷地８番地
生第76183号	液状肥料	エースカリリン	有限会社アネット	宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字大谷地８番地

有効期間が令和10年６月26日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第102474号	配合肥料	くみあい尿素苦土炭カル入り粒状複合553―Ca	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第102475号	化成肥料	アトラス048	セイブサンエー肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地松本ビル内
生第102477号	化成肥料	苦土マンガンほう素有機入り化成048	栄物産株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第102478号	化成肥料	特撰美味048特号	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第102479号	化成肥料	ほう素有機入り化成966	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第102480号	汚泥肥料	新城市農集排汚泥肥料（２）	新城市	愛知県新城市字東入船115番地
生第102482号	混合りん酸肥料	光、粒状ようりんケイカル肥料C号	昭和肥料株式会社	富山県小矢部市東福町10番１号
生第102484号	混合りん酸肥料	粒状ようりんケイカル肥料３号	大洋化学工業株式会社	富山県小矢部市東福町10番８号
生第102501号	化成肥料	有機入り化成肥料280	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地
生第102506号	化成肥料	くみあい尿素入り化成500	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第102507号	化成肥料	くみあい苦土マンガンほう素有機入り複合肥料S575特号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第102509号	化成肥料	くみあい有機入り化成S808特号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号

生第102512号	液状肥料	兼定液肥PN１号	兼定興産株式会社	福岡県久留米市野中町640番地の１
生第102515号	配合肥料	有機入り配合７―5.5	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地
生第102517号	汚泥肥料	汚泥発酵肥料１号	九星飲料工業株式会社	福岡県糸島市波多江字中川原100番地
生第102518号	化成肥料	くみあい有機入り化成新088号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第107351号	汚泥肥料	エコ久万ソイル	株式会社高原アオアクア	愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神乙767番地64
生第107352号	副産肥料	エコヤマト２号	ヤマトプロテック株式会社	東京都港区白金台五丁目17番２号
生第107369号	液状肥料	有機入り液体肥料421号	丸石株式会社	静岡県焼津市上新田1035番地の１

有効期間が令和13年６月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第49452号	化成肥料	くみあい苦土、ほう素入り複合燐加安402号	JA全農くみあい飼料株式会社	群馬県太田市東新町818番地
生第55245号	化成肥料	サンライト666	太陽肥料株式会社	茨城県神栖市砂山４番地
生第66079号	化成肥料	丸ツバメほう素入り複合硫加燐安492	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第66093号	化成肥料	くみあいほう素尿素入りIB化成S30号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第69561号	化成肥料	くみあいCDU複合燐加安S020	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第69562号	化成肥料	くみあいCDU複合燐加安S555	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第69563号	化成肥料	くみあいCDU複合燐加安S682	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第69564号	化成肥料	くみあい苦土マンガンほう素入り化成S605	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第69566号	化成肥料	高度複合U234号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第69571号	配合肥料	カーライトK複合肥料	ラサ晃栄株式会社	東京都千代田区内神田二丁目６番８号
生第73980号	化成肥料	くみあいけい酸加里入り化成高度586号	JA全農くみあい飼料株式会社	群馬県太田市東新町818番地
生第73994号	化成肥料	燐加安666号	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目７番１号
生第74022号	配合肥料	BB372号	株式会社JAグリーンとちぎ	栃木県宇都宮市中岡本町字丸山2713番１
生第74023号	配合肥料	BB473号	株式会社JAグリーンとちぎ	栃木県宇都宮市中岡本町字丸山2713番１
生第74024号	配合肥料	CDU窒素入りBBS444号	株式会社JAグリーンとちぎ	栃木県宇都宮市中岡本町字丸山2713番１
生第74025号	配合肥料	BB286号	株式会社JAグリーンとちぎ	栃木県宇都宮市中岡本町字丸山2713番１
生第74027号	配合肥料	BB苦土入り500号	株式会社JAグリーンとちぎ	栃木県宇都宮市中岡本町字丸山2713番１
生第74029号	配合肥料	ニュー・カーライト複合肥料	ラサ晃栄株式会社	東京都千代田区内神田二丁目６番８号
生第78496号	配合肥料	スーパーアイビー１号	株式会社JAアグリエール長野	長野県安曇野市堀金三田3360番地３
生第85115号	混合りん酸肥料	3.0混合りん酸肥料	朝日化工株式会社	富山県小矢部市下後亟503番地１
生第85150号	配合肥料	樽専用追肥「おっかけ３号」	株式会社誠和	栃木県下野市柴262番地10
生第85151号	配合肥料	樽専用追肥「おっかけ７号」	株式会社誠和	栃木県下野市柴262番地10
生第88122号	化成肥料	ミツイ尿素入り高度化成肥料444	関東電工株式会社	群馬県高崎市倉賀野町2372番地
生第88123号	化成肥料	くみあいほう素入り複合燐加安S550	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第93378号	成形複合肥料	くみあい固形肥料363	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第93385号	化成肥料	くみあい尿素入り化成肥料840	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第93390号	化成肥料	高度燐加安444号	株式会社服部	三重県四日市市広永町577番地
生第93392号	液状肥料	クロピカα	株式会社ジャット	大阪府大阪市中央区南船場四丁目２番４号
生第105304号	化成肥料	中日本高度化成NS208	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
生第105305号	化成肥料	中日本高度化成NS818	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
生第105335号	混合微量要素肥料	AS―SR192	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町大字高安500番地
生第105346号	化成肥料	化成013号	住化農業資材株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目６番17号
生第105351号	液状肥料	液体微量要素複合肥料	安藤正人	宮崎県児湯郡川南町大字川南23955番地３
生第105356号	化成肥料	苦土有機入り化成953	肥料開発株式会社	静岡県焼津市与惣次二丁目10番地の10
輸第10931号	硫酸加里苦土	硫酸加里苦土20.5―18.5	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第10932号	魚かす粉末	フィッシュボーンSRV―１	株式会社交洋	三重県四日市市新正五丁目４番19号
輸第10934号	なたね油かす及びその粉末	5.5圧搾菜種粕	興和株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目６番29号
輸第10939号	硫酸苦土肥料	SK25粒状硫酸苦土肥料	株式会社正栄商会	東京都江東区亀戸六丁目55番20号
輸第10941号	水酸化苦土肥料	ひたち苦土肥料マグ４号	常陸化工株式会社	茨城県常陸太田市新宿町664番地
輸第12466号	配合肥料	スコットLS肥料１号	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第13681号	硝酸アンモニア	硝酸アンモニア	トミクラ産業株式会社	兵庫県姫路市花田町高木209番地の１
輸第13682号	尿素	尿素２号	伊藤忠商事株式会社	大阪府大阪市北区梅田三丁目１番３号
輸第13684号	硫酸加里	50.0硫酸加里	株式会社みのり	静岡県三島市西本町４番５号

輸第13685号	大豆油かす及びその粉末	6.0大豆粕	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第13686号	化成肥料	高度化成14―14―14	株式会社高五	宮城県栗原市栗駒岩ケ崎上小路134番地１
輸第13687号	化成肥料	12―61第一燐安	株式会社シーディング	新潟県村上市下助渕959番地
輸第13689号	化成肥料	ほう素有機入り硝燐加特号	株式会社J・K・Cアグロ	熊本県八代市千丁町太牟田1957番地
輸第13691号	硫酸苦土肥料	精製硫酸マグネシウム	株式会社ファイマテック	東京都千代田区神田淡路町二丁目23番１号
輸第105339号	化成肥料	化成肥料10―０―10	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
輸第105340号	化成肥料	化成肥料13―０―13―４	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
輸第105341号	化成肥料	化成肥料17―０―17	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
輸第105354号	化成肥料	けい酸入り化成肥料28号	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第105357号	化成肥料	CG―OC―MAP	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第105358号	化成肥料	WNS666	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
外第105330号	副産肥料	YH銅入り苦土肥料	青島宇慧緑色工貿有限公司	中華人民共和国（山東）自由貿易試験区青島片区前湾保税港区莫斯科路38号（A）
			グリーンコスモス株式会社（国内管理人）	北海道苫小牧市新開町三丁目13番２号

有効期間が令和13年６月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第71977号	化成肥料	つつじ有機入り化成30号	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸通11番１
生第71981号	化成肥料	くみあいほう素入りCDU複合燐加安S402	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第71987号	化成肥料	くみあい苦土ほう素入り化成S826号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第76145号	加工りん酸肥料	丸菱きくりん21号	丸菱肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目22番地
生第76155号	化成肥料	ほう素入り高度化成423号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第76162号	化成肥料	マザー100・004	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第76163号	化成肥料	腐植酸・有機入り化成肥料３号	関東電工株式会社	群馬県高崎市倉賀野町2372番地
生第76188号	配合肥料	養液栽培果菜用肥料（鉄添加）	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
輸第6420号	なたね油かす及びその粉末	4.5なたね油かす	ミツワ商事株式会社	大阪府吹田市千里山西四丁目39番A―803

有効期間が令和13年６月26日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第102471号	化成肥料	マンガンほう素有機入り化成088特号	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第102472号	化成肥料	マンガンほう素有機入り化成088特号	株式会社ジェイ・ティ・エフ	兵庫県高砂市高砂町東宮町1038番地４
生第102481号	混合りん酸肥料	粒状シリカゲル入りけい酸りん肥２号	昭和肥料株式会社	富山県小矢部市東福町10番１号
生第102505号	成形複合肥料	複合肥料30	小西安農業資材株式会社	東京都中央区日本橋本町二丁目６番３号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千百七十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年八月一日　　農林水産大臣　小泉進次郎

１　輸入業者の住所の変更

登録番号　輸第9032号、輸第9190号、輸第9197号、輸第9022号、輸第9023号、輸第8971号、輸第9057号、輸第9540号、輸第9465号、輸第9457号、輸第9769号、輸第10030号、輸第13398号、輸第13409号、輸第13859号、輸第100339号、輸第101761号、輸第103548号、輸第103745号、輸第104046号、輸第106134号、輸第106462号、輸第107448号、輸第107539号、輸第107815号、輸第108315号、輸第109017号、輸第109018号

変更前　東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号

変更後　東京都中央区日本橋箱崎町19番21号

２　肥料の名称の変更

登録番号　生第80763号

変更前　ソイルエース

変更後　めぐみプラス

○農林水産省告示第千百七十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年八月一日　　農林水産大臣　小泉進次郎

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第39259号	加工りん酸肥料	特製多木24.0粒状苦土過燐酸	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第69967号	化成肥料	苦土有機入り複合608号	大成肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町石町47番地
生第85189号	混合りん酸肥料	くみあい25.0サウスエース10	南九州化学工業株式会社	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5029番地

生第85190号	混合りん酸肥料	くみあい25.0リンエース12	南九州化学工業株式会社
生第89257号	化成肥料	MS高度化成444	三井物産アグロビジネス株式会社
生第89258号	化成肥料	MS高度化成666	三井物産アグロビジネス株式会社
生第101440号	化成肥料	多木尿素苦土有機入り複合肥料042―2号	多木化学株式会社
生第106112号	化成肥料	東西尿素苦土硫加燐安495	東西肥料株式会社
生第107003号	化成肥料	大成硫加燐安新488	大成肥料株式会社
生第107691号	液状肥料	（N／P／K）肥料用ゼラチンネット分解液	中日本カプセル株式会社
生第107803号	汚泥肥料	会津２号	会津若松食肉事業協同組合
輸第12463号	化成肥料	有機入り富裕マイルド666	株式会社J・K・Cアグロ
輸第12501号	化成肥料	有機入りアミプラス058	株式会社J・K・Cアグロ

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千百七十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年八月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

表熊本県の項中「熊本県畜産農業協同組合連合会」を「熊本県畜産農業協同組合」に改める。

○農林水産省告示第千百七十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年八月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

愛知県	愛知東農業協同組合

表群馬県の項中「榛名酪農業協同組合連合会」及び「東毛酪農業協同組合」を削る。

表岐阜県の項の次に次のように加える。

生第85190号	混合りん酸肥料	くみあい25.0リンエース12	南九州化学工業株式会社
生第89257号	化成肥料	MS高度化成444	三井物産アグロビジネス株式会社
生第89258号	化成肥料	MS高度化成666	三井物産アグロビジネス株式会社
生第101440号	化成肥料	多木尿素苦土有機入り複合肥料042―2号	多木化学株式会社
生第106112号	化成肥料	東西尿素苦土硫加燐安495	東西肥料株式会社
生第107003号	化成肥料	大成硫加燐安新488	大成肥料株式会社
生第107691号	液状肥料	（N／P／K）肥料用ゼラチンネット分解液	中日本カプセル株式会社
生第107803号	汚泥肥料	会津２号	会津若松食肉事業協同組合
輸第12463号	化成肥料	有機入り富裕マイルド666	株式会社J・K・Cアグロ
輸第12501号	化成肥料	有機入りアミプラス058	株式会社J・K・Cアグロ

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千百七十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年八月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

表熊本県の項中「熊本県畜産農業協同組合連合会」を「熊本県畜産農業協同組合」に改める。

○農林水産省告示第千百七十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年八月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

愛知県	愛知東農業協同組合

表群馬県の項中「榛名酪農業協同組合連合会」及び「東毛酪農業協同組合」を削る。

表岐阜県の項の次に次のように加える。

宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5029番地			
東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号			
東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号			
兵庫県加古川市別府町緑町２番地			
東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号			
兵庫県加古川市別府町港町１番地の２			
兵庫県加古川市別府町石町47番地			
岐阜県大垣市荒尾町229番地の２			
福島県会津若松市神指町大字南四合字オノ神491番地			
熊本県八代市千丁町太牟田1957番地			
熊本県八代市千丁町太牟田1957番地			

○経済産業省告示第百十九号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次に掲げる者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月一日

経済産業大臣　武藤　容治

(一)　特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

ａｕフィナンシャルサービス株式会社　東京都港区西新橋二丁目三番１号

(二)　特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

包括信用購入あっせんの業務を行う事業

(三)　特定社会基盤事業者の指定をした日

令和七年七月三十一日

○東北地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
久慈市長内町第一八地割四五番二から同市長内町第一九地割一六五番一八まで	前	二三・六九～四四・六六（メートル）	二〇・〇九五（キロメートル）
	後	一九・六九～四四・六六（メートル）	〇・〇九五（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○四国地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号及び四百九十三号	高知県安芸郡安田町安田字西薬師浜二七五二番八四地先から同町安田字西薬師浜二七五二番七六地先まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月一日

○海上保安庁告示第十九号

航路標識の一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和七年八月一日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

名称	金武中城港具志川火力発電第一号灯浮標
位置	
所在地	沖縄県金武中城港（伊計島灯台の西方約八・一キロメートル）
北緯	二六―二三―五六
東経	一二七―五四―五四
撤去年月日	令和七年三月八日
記事	一時変更
名称	静狩港東防波堤灯台
位置	
所在地	北海道山越郡長万部町（静狩港東防波堤外端）
北緯	四二―三五―〇七
東経	一四〇―二八―二五
撤去年月日	令和七年三月十日
記事	一時変更

国会事項

参議院

議員氏名

七月三十日議長は、次のとおり各議員からの申請に基づき、議員氏名として使用することを許可した。

議員氏名

いんどう周作（犬童　周作君申請）
かまやち敏（釜萢　敏君申請）
郡山りょう（郡山　玲君申請）
小島とも子（小島　智子君申請）
森　ゆうこ（森　裕子君申請）
ラサール石井（石井　朗夫君申請）
蓮　舫（齊藤　蓮舫君申請）
牛田　茉友（髙橋　茉友君申請）
江原くみ子（江原久美子君申請）
かごしま彰宏（籠島　彰宏君申請）
小林さやか（中山さやか君申請）
石井めぐみ（根本めぐみ君申請）
佐々木りえ（中野　理江君申請）
石　平（北埜　陽君申請）
岩本　麻奈（富田　麻奈君申請）
奥田ふみよ（遠藤芙美代君申請）
高良　沙哉（坂本　沙哉君申請）
尾辻　朋実（末原　朋実君申請）

辞令

（秘書課議長公邸長）参議院参事　蜂谷　勉
委員部第八課長を命ずる
（国際部国際交流課国際企画室長）同　佐藤　靖
秘書課勤務を命ずる
秘書課議長公邸長を命ずる
参議院参事　外川　裕之
国際部国際会議課長を命ずる
（庶務部厚生課厚生主幹）参議院参事　栗原　理恵
国際部国際交流課勤務を命ずる
国際部国際交流課国際企画室長を命ずる
参議院参事　羽諸千恵美
庶務部厚生課厚生主幹を命ずる
（委員部第二課長）参議院参事　橋本　貴義
委員部第三課長兼務を解く
（憲法審査会事務局総務課長）同　篠窪　有恒
委員部第八課長兼務を解く
（国際部長）同　相澤　達也
国際部国際会議課長事務取扱を解く（以上八月一日）

人事異動

内閣府

願に依り経済財政諮問会議議員を免ずる　十倉　雅和
経済財政諮問会議議員に任命する（以上七月二十八日）　筒井　義信

カジノ管理委員会

（カジノ管理委員会事務局監督調査部規制監督課長）内閣府事務官　谷　直哉
警察庁に出向させる
監督調査部付の併任を解除する
監督調査部規制監督課犯罪収益移転防止対策室長事務取扱を免ずる
（警察庁長官官房付）警視長　山﨑　洋平
内閣府事務官（カジノ管理委員会事務局監督調査部規制監督課長）に転任させる
監督調査部付に併任する
監督調査部規制監督課犯罪収益移転防止対策室長事務取扱を命ずる（以上八月一日）

法務省

（加治木区検察庁副検事）副検事　大津　浩
鹿児島区検察庁副検事に配置換する
（鹿児島区検察庁副検事）同　岸本　和巳
加治木区検察庁副検事に配置換する（以上七月一日）
（那覇区検察庁副検事）副検事　安里　真也
辞職を承認する（七月三十日）

会計検査院

（事務総長官房付）会計検査院事務官　牛島　大輔
辞職を承認する（七月三十一日）

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する（各通）　石谷　俊史　漆川　和昭　高野　武王
従五位に叙する（各通）　葛山　博次　鈴木　宏之
正七位に叙する（各通）　浅見　信　菊池　明夫　杉浦　眞弓
中村　通郎　野中昭三郎　本間　澄夫
森　義勝
正六位に叙する（各通）　小笠原八十美　金子芳三郎　木和田勝朗
月精　勉　佐治眞一郎　永石　幸
宮本　典子　和田　修一
従六位に叙する（各通）　伊藤　和夫　梅原　幹夫　大久保　勝
大城　喜信　大山　秀雄　甲斐　重信
田山　義夫　細江　君夫
正七位に叙する（各通）　岸　譽夫　玉井　澄夫
従七位に叙する（各通）（以上六月二十三日）　川崎　勝
（国立大学法人職員）
従四位に叙する　川田　享男　東条　正幸
従五位に叙する（各通）　大角　輝夫　黒川　英夫
正六位に叙する（各通）　熱田幸三郎　石川　寛康　小野　光行
小島　明　小林　敬三　高倉　昭夫
早川　辰朗　山本　貞夫
従六位に叙する（各通）　杉森　元一
正七位に叙する（各通）　飯野　進　葛西　章浩
従七位に叙する（各通）（以上六月二十四日）　斉藤　義明
（新潟大学名誉教授）　正田　泰央
正四位に叙する（各通）　小玉　弘之　矢島　弘貴
従五位に叙する（各通）　梅田　輝昭　大枝　光男　大沼　保義
工藤　冬一　長迫　忠弘
正六位に叙する（各通）　飯坂　紀年　小黒　利雄　木村　晋亮
工藤　幸男　田澤　晃一　戸田　憲昭
葉狩　守　萩原　彦昭　林　幹夫
藤原　洋　水落　瞭　水野　稔
従六位に叙する（各通）　阿相　護　松本　勝彦
正七位に叙する（各通）　橋本　重次　吉田　義光
従七位に叙する（各通）（以上六月二十五日）　小椋　一男
従六位に叙する（六月二十七日）　石塚　森吉
従五位に叙する（六月二十九日）
○叙勲
旭日単光章を授ける（六月二十三日）　中島　正壽
旭日双光章を授ける（六月二十四日）　佐藤　幸三
瑞宝中綬章を授ける（各通）　石谷　俊史　高野　武王
瑞宝双光章を授ける（各通）　大城　喜信　小笠原八十美　甲斐　重信
金子芳三郎　木和田勝朗　永石　幸
宮本　典子
瑞宝単光章を授ける（各通）　大久保　勝　大山　秀雄　月精　勉
笹川　澄雄　和田　修一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十三日）　川崎　勝
（国立大学法人職員）
瑞宝小綬章を授ける　飯野　進　大角　輝夫　小野　光行
早川　辰朗　松田　一
瑞宝双光章を授ける（各通）　葛西　章浩　坂上　洋司　高倉　昭夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十四日）　飯坂　紀年　工藤　幸男
田澤　晃一　戸田　憲昭　萩原　彦昭
瑞宝双光章を授ける（各通）　川村　勉　橋本　重次　林　幹夫
松本　勝彦　水野　稔
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十五日）　鳩間　昇
瑞宝双光章を授ける（六月二十六日）　石塚　森吉
瑞宝小綬章を授ける（六月二十九日）

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

令和七年八月一日

中国四国産業保安監督部長　金子　健

１　名称　ニッキフッコー株式会社

２　住所　広島県呉市広白岳三丁目二番五十二号

３　指定する地域　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県

４　指定の区分　液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定

一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設（同令第二条第一項第三号に規定する特殊高圧ガスに係る特定施設を除く。）の保安検査を行う者としての指定

５　保安検査を行う事業所の名称及び所在地

ニッキフッコー株式会社　多賀谷事業所　広島県呉市広多賀谷三丁目四番十一号

６　指定年月日　令和七年八月一日

北陸地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項及び第66条の規定により高瀬ダム及び七倉ダムの兼用工作物の管理の方法及び管理に要する費用の負担について協議が成立したので、河川法第17条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局大町ダム管理所に備え置いて縦覧に供する。

令和７年８月１日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

１　河川の名称　信濃川水系高瀬川

２　河川管理施設の名称又は種類　高瀬ダム及び七倉ダム

３　河川管理施設の位置

高瀬ダム

高瀬川左岸　長野県大町市大字平字高瀬入2118番２及び同番５

右岸　同字2118番５

七倉ダム

高瀬川左岸　長野県大町市大字平字高瀬入2118番４及び同番18

右岸　同字2118番４

４　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　東京電力リニューアブルパワー株式会社　代表取締役社長　永澤　　昌

住所　東京都千代田区内幸町一丁目１番３号

５　管理の内容

⑴　本協議が成立する以前から管理を行う者が自ら策定した管理基準に則り利水者として継続的に実施する兼用工作物の管理業務（ただし、河川管理者の分担する業務を除く。）

⑵　管理を行う者が単独で所有する資産の設置に伴う兼用工作物の改造・改修に係わる業務

⑶　地震発生後のダム臨時点検

６　管理の期間　令和７年８月１日から高瀬ダム及び七倉ダムが存続する日まで

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
高知県安芸郡安田町西薬師浜二七二番八四地先から同町安田字西薬師浜二七二番七六地先まで	

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年八月一日

(七)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

茨城労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、茨城県電気機械器具製造業最低工賃（令和４年茨城労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和７年８月１日　　茨城労働局長　佐藤　悦子

茨城県電気機械器具製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　茨城県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
コイル（自動車用の小型直流モーターのフィールドコイルに限る。）	外装テープ巻（布テープを２分の１掛けすることをいう。）	内径が41.5ミリメートル以上49.5ミリメートル以下のもの	１個につき12円
リード線又はシールド線	端子加工（リード線又はシールド線の端子をハウジング（カプラー又はコネクター）に差し込むことをいう。）		１ピンにつき55銭
プリント基板	手作業によるコンデンサー、ダイオード等のリード線のフォーミング加工（ただし、曲げ線の長さ、角度を指定して行うものに限る。）	リード線が２本のもの	１個につき64銭
	コンデンサー、ダイオード等のリード線の基板への差し込み		１個につき72銭

４　効力発生の日　令和７年９月１日

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人野村高弘の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年８月１日　千葉地方法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://nittobo-allied-service.com/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　五十二頁（号外第一四三号）

令和七年八月一日

福島県福島市郷野目字東一番地

（甲）日東紡アライドサービス株式会社

代表取締役　中村　年秀

東京都千代田区麹町二丁目四番地一

（乙）日東紡エコロジー株式会社

代表取締役　中村　年秀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.house-leave.com/

（乙）https://www.housepayment.co.jp/

令和７年八月一日

東京都港区港南二丁目一六番一号

（甲）ハウスリーブ株式会社

代表取締役　布施　智博

東京都港区港南二丁目一六番一号

（乙）ハウスペイメント株式会社

代表取締役　髙栖　和成

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　十頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　四頁

令和七年八月一日

東京都港区芝三丁目三三番一号

（甲）三井住友トラスト・カード株式会社

代表取締役　大石　道弘

東京都中央区晴海一丁目八番一〇号トリトンスクエアＸ棟

（乙）三井住友トラストクラブ株式会社

代表取締役　五十嵐幸司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙丙の権利義務全部を承継して存続し、乙丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十二日

掲載頁　六十三頁（号外第一三〇号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十二日

掲載頁　四十八頁（号外第一三〇号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十二日

掲載頁　五十九頁（号外第一三〇号）

令和七年八月一日

東京都港区東新橋一丁目九番一号

（甲）株式会社Ｄ２Ｃ

代表取締役　髙田　了

東京都港区東新橋一丁目九番一号

（乙）株式会社Ｄ２ＣＲ

代表取締役　豊永　雅史

東京都港区東新橋一丁目九番一号

（丙）株式会社Ｄ２Ｃ　ＩＤ

代表取締役　山口　浩健

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月二十日

掲載頁　四十一頁（号外第二九七号）

令和七年八月一日

東京都新宿区市谷本村町二番一二号

（甲）昭和パックス株式会社

代表取締役　小野寺香一

東京都新宿区市谷本村町二番一二号昭和パックス株式会社内

（乙）昭友商事株式会社

代表取締役　福田　陽一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲の株主総会の承認決議は、令和七年六月二十七日に終了しております。乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月一日

東京都新宿区市谷本村町二番一二号

（甲）昭和パックス株式会社

代表取締役　小野寺香一

島根県出雲市斐川町富村一三三七番地一

（乙）山陰パック有限会社

代表取締役　古田　修一

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

東京都千代田区丸ノ内二丁目二番一号

（甲）ななつぼし監査法人

代表社員　米永　隆司

東京都渋谷区渋谷二丁目一二番八号

（乙）監査法人奏令

代表社員　伊藤　玲男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　十二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　十二頁

令和七年八月一日

東京都千代田区有楽町一丁目一番三号

（甲）興人ライフサイエンス株式会社

代表取締役　長谷川　健

大分県佐伯市東浜一番六号

（乙）豊國工業株式会社

代表取締役　内田　陽介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月十一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　静岡新聞

掲載の日付　令和七年七月十一日

掲載頁　九頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二〇二頁（号外第八十一号）

令和七年八月一日

静岡県浜松市中央区領家二丁目二五番七号

（甲）株式会社鈴木楽器製作所

代表取締役　鈴木　禮子

静岡県浜松市中央区領家二丁目二五番七号

（乙）株式会社ハモンド・スズキ

代表取締役　鈴木　禮子

合併公告

左記会社は合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.gas-energy.co.jp/

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月一日

静岡県静岡市駿河区池田五〇番地の五

（甲）静岡ガスエネルギー株式会社

代表取締役　伊藤　晴生

静岡県牧之原市大沢一六一九番地一

（乙）有限会社オイガックス

取締役　伊藤　晴生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十月一日で、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　五十六頁（号外第一六三号）

令和七年八月一日

愛知県小牧市東三丁目一番地

（甲）住友理工株式会社

代表取締役　清水　和志

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一七番一号

（乙）住理工商事株式会社

代表取締役　日比野　学

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　中部経済新聞

掲載の日付　令和七年七月十一日

掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十四日

掲載頁　一二九頁（号外第一六一号）

令和七年八月一日

愛知県岡崎市洞町字寺前三番地一

（甲）株式会社ネイブレイン

代表取締役　木原　陽一

愛知県岡崎市戸崎町字越舞二八番五

（乙）株式会社トチスマコーポレーション

代表取締役　山本　直人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月十一日

掲載頁　七十七頁（号外第二八七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月二十三日

掲載頁　五十四頁（号外第二九八号）

令和七年八月一日

京都府城陽市久世北垣内一九番地一

（甲）株式会社ナクアス

代表取締役　村田　直哉

大阪府吹田市江の木町二五番五号

（乙）ワイケイエス株式会社

代表取締役　村岡信太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月十七日に終了しております。

なお、甲は令和七年十月一日付で商号をＮＥＸＵＳ　ｗｉｎｄｏｗ株式会社に変更する予定です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一九五頁（号外第一四八号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一九四頁（号外第一四八号）

令和七年八月一日

京都府伏見区横大路下三栖宮ノ後六七番地

（甲）京都三協サッシ株式会社

代表取締役　岡田順三郎

京都市伏見区横大路下三栖宮ノ後六七番地

（乙）上原硝子株式会社

代表取締役　八尾　一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月九日

掲載頁　六十一頁（号外第一〇三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月九日

掲載頁　五十八頁（号外第一〇三号）

令和七年八月一日

大阪市淀川区十三東一丁目一番二八号

（甲）光食品工業株式会社

代表取締役　山口　鎮雄

大阪市淀川区十三東一丁目一番二八号

（乙）株式会社ヒラヤマ

代表取締役　山口　鎮雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　産業経済新聞

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　十八頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二三七頁（号外第一六九号）

令和七年八月一日

大阪府東大阪市本庄西二丁目六番五号

（甲）大西機工株式会社

代表取締役　渕上　正秀

福岡市南区大楠三丁目一番三〇号

（乙）株式会社澤永商店

代表取締役　鮎澤　佳宏

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の直近の貸借対照表は、当該組合の主たる事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法の規定により公告いたします。

令和七年八月一日

和歌山県紀の川市粉河一五三〇番地

（甲）伊那酒販協同組合

代表理事　楠　富晴

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅三一八五番地

（乙）湯浅酒販協同組合

代表理事　粂田　和穂

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の弟子屈ラーメン総本店運営事業及びセントラルキッチン事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　六十五頁（号外第一四一号）

令和七年八月一日

北海道川上郡弟子屈町摩周一丁目一番一八号

（甲）株式会社エスケーワイ

代表取締役　菅原　憲一

札幌市中央区南一条西七丁目二〇番地一札幌スカイビル三Ｆ－Ａ室

（乙）株式会社エフビーエス

代表取締役　菅原　憲一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は自らの東北地方における水処理事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七八四条第二項の簡易分割の規定により、乙は同法第七九六条第一項の略式分割の規定により、それぞれ株主総会の承認決議を経ずにこの吸収分割を行うことを決定しております。

この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、左記会社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

（甲）金融商品取引法に基づく有価証券報告書提出済

（乙）https://east-japan.kurita.co.jp/

令和七年八月一日

東京都中野区中野四丁目一〇番一号

（甲）栗田工業株式会社

取締役　代表執行役社長　江尻　裕彦

東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号

（乙）クリタ東日本株式会社

代表取締役社長　井上　真

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の旅館事業（これに関連する一切の事業を含む）に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません

（乙）掲載紙　宮古毎日新聞
掲載の日付　令和七年七月二十五日
掲載頁　八頁

令和七年八月一日
東京都豊島区西池袋二丁目四三番五―二〇一号
（甲）株式会社バーデン家壮鳳
代表取締役　厚海智一朗
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字新地東裏山四三番地の一
（乙）株式会社二幸
代表取締役　佐藤　幸則

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割により野村不動産パートナーズ株式会社（乙、住所東京都新宿区西新宿一丁目二六番二号）のｅｎｅｃｏＱ事業その他高圧一括受電サービス事業及び太陽光設備に係る事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十一日
掲載頁　九十五頁（号外第一六〇号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十八日
掲載頁　一〇九頁（号外第一三五号）

令和七年八月一日
東京都港区愛宕二丁目五番一号
株式会社ファミリーネット・ジャパン
代表取締役　濵西　豊

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の計量証明事業及び環境測定事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月二十五日
掲載頁　四頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月二十五日
掲載頁　四頁

令和七年八月一日
名古屋市中村区太閤四丁目二番八号
（甲）フジヨシ水処理技術研究所株式会社
代表取締役　加藤　靖始
名古屋市中村区太閤四丁目二番八号
（乙）藤吉工業株式会社
代表取締役　加藤　靖始

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業の一部であるリネンサプライ事業、クリーニング事業及び貨物運送事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年六月二十五日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　九十三頁（号外第一四四号）

令和七年八月一日
大阪府大阪市北区堂島一丁目一番五号
（甲）株式会社ザイマックスカレス関西
代表取締役　中道　大輔
三重県津市あのつ台一丁目一番地一
（乙）株式会社ザイマックスカレス
代表取締役　中道　大輔

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の機能樹脂事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月四日
掲載頁　六十三頁（号外第一五四号）

（乙）https://www.stc.toyobo.co.jp/wp2/epi/
令和七年八月一日
大阪市北区梅田一丁目一三番一号大阪梅田ツインタワーズ・サウス
（甲）東洋紡エムシー株式会社
代表取締役　森重地加男
大阪市北区梅田一丁目一三番一号
（乙）東洋紡ＳＴＣ株式会社
代表取締役　奥田　有史

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｇｔａｘ（住所東京都港区六本木五丁目二番一号ほうらいやビル四Ｆ四〇二号）に対して当社のＧｔａｘ運営事業及びＧｕａｒｄｉａｎ運営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/62654/announces
令和七年八月一日
東京都港区六本木五丁目二番一号ほうらいやビル四Ｆ四〇二号
株式会社Ａｅｒｉａｌ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ
代表取締役　オードリー・ニーセン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ほしいもの百貨つくばとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日
茨城県高萩市上手綱一八七一番地の一
ゴールドデザイン合同会社
代表社員　杉山　彰啓

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月二日であり、組織変更後の商号はＪＵＬＹ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日
栃木県足利市伊勢町二丁目九番地三〇
ＪＵＬＹ合同会社
代表社員　ファン・ティ・タイン・グエト

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和七年九月五日であり、組織変更後の商号は海坊主株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日
東京都台東区下谷一丁目一三番二号
合同会社ＷＩＮＺＯＮＥ
代表社員　劉　紋

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、組織変更後の商号は株式会社タシロとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日
新潟県阿賀野市下条町二番三八号
合資会社タシロ
代表社員　田代　峯夫

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。

令和七年八月一日
静岡県菊川市神尾一二四八番地の一
神尾金上茶農業協同組合
代表理事　横山　一世

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、組織変更後の商号は株式会社児玉仏具店とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日
名古屋市中区橘一丁目一六番三一号
合資会社児玉仏具店
代表社員　児玉　豊樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目２４番５号第２森ビル４０１　ＳＴＵＴＳ合同会社

代表社員　菜切　翔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

名古屋市熱田区千年二丁目一七番二二号

合資会社田口ヂーゼル自動車修理工場

代表社員　田口　道行

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月十日であり、組織変更後の商号は飫肥小玉醸造株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

宮崎県日南市飫肥八丁目一番八号

小玉醸造合同会社

代表社員　金丸　一夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月二日であり、株主総会の決議は令和七年六月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月一日

岩手県遠野市青笹町糠前九地割四番地四

有限会社荒川産業

代表取締役　荒川　昭子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億四千九百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二四〇頁（号外第一六九号）

令和七年八月一日

東京都文京区本郷六丁目二五番一四号宗文館ビル三階　株式会社先端技術共創機構

代表取締役　川上　登福

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千四百万円減少し二百四十万円とすることにいたしました。なお、六十万円は資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二一〇頁（号外第一六九号）

令和七年八月一日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館二〇階

株式会社Ｙｅｘｔ

代表取締役　ホー・シク・シン

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千九十二万九千三百二十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.pplc.co

令和七年八月一日

東京都文京区本郷七丁目三番地一号

ヒラソル・エナジー株式会社

代表取締役　李　晃

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千四百万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月二日であり、株主総会の決議は令和七年七月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月一日

川崎市麻生区栗平二丁目一四番一三号

有限会社メイプル商事

代表取締役　神嶋　威

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十六日

掲載頁　六十二頁（号外第一三二号）

令和七年八月一日

新潟市中央区東堀前通五番町四〇九番地一

あぽろん株式会社

代表取締役　本間　洋一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し六百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年七月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月一日

岐阜県飛騨市古川町数河八六三番地

株式会社佐藤兵衛商事

代表取締役　山村　悟史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月一日

愛知県碧南市半崎町五丁目五八番地三

株式会社地域創生＆パートナーズ

代表取締役　鈴木　康仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三万七千五百円減少し三千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月九日

掲載頁　八十九頁（号外第一五七号）

令和七年八月一日

京都市南区久世築山町三七八番地五

サンコーエンジニアリングプラスチック株式会社　代表取締役　山本　健次

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月九日

掲載頁　七十頁（号外第一五七号）

令和七年八月一日

大阪市生野区鶴橋二丁目五番一八号

浜弥鰹節株式会社

代表取締役　木村　忠司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、株主総会の決議は令和七年六月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.tokusen.co.jp

令和七年八月一日

兵庫県小野市住吉町南山一〇八一番地

トクセン工業株式会社

代表取締役　金井　宏輔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月一日

岡山市北区津高一四四四番地の二〇一

有限会社クリエイトゥエンティワン

代表取締役　持田　友紀

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五十三万四千八百五十円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月十五日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十三日

掲載頁　三〇〇頁（号外第一六八号）

令和七年八月一日

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号

共栄商事株式会社

代表取締役　矢吹　克明

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十月十日

掲載頁　四頁

令和七年八月一日

東京都新宿区新宿五丁目一七番一八号

株式会社保険見直し本舗グループ

代表取締役　臼井　朋貴

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四六四五万四〇四七円、資本準備金の額を二億四六四五万四〇四六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年一月三十日

掲載頁　五十六頁（号外第十八号）

令和七年八月一日

東京都品川区東五反田三丁目二〇番一四号

住友不動産高輪パークタワー八階

メトロエンジン株式会社

代表取締役　田中　良介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千四百万円、資本準備金の額を四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十三日

掲載頁　二九三頁（号外第一六八号）

令和七年八月一日

東京都港区海岸三丁目二番一二号

株式会社コーヒーハンターズ

代表取締役　川島　良彰

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千五百万円、資本準備金の額を二億五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　五十七頁（号外第一四三号）

令和七年八月一日

名古屋市中区錦三丁目六番二九号

興寿株式会社

代表取締役　山本　圭

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、普通株式の発行により、資本金及び資本準備金の額がそれぞれ十四億一千八百六十四万円増加することを条件として、資本金の額を十四億一千八百六十四万円、資本準備金の額を十四億一千八百六十四万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月三十一日

掲載頁　三頁

令和七年八月一日

兵庫県宝塚市安倉中二丁目四番八号

株式会社シンリュウ

代表取締役　新井　龍昇

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年八月十九日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年八月一日

北海道北広島市栄町一丁目五二番

株式会社ＳＱＵＥＥＺＥ

代表取締役　舘林　真一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月一日

北海道伊達市長和町一九七番地六

株式会社東浜コンクリート工業所

代表取締役　後藤　寛

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月一日

茨城県下妻市比毛二九番地

塚田建材株式会社

代表取締役　塚田　隆

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月一日

東京都中央区日本橋本町四丁目三番一〇号

日本橋銀三ビル　株式会社サイモンズ

代表取締役　斉川　満

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月一日

神奈川県横須賀市森崎一丁目五番二四号湘南菱油（株）本社ビル四階

明伸工業株式会社

代表取締役　梯　憲男

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月一日

新潟県糸魚川市大字田海五五七五番地

株式会社上窪工務店

代表取締役　齋藤　嘉安

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月一日

愛知県岡崎市滝町字長坂九五番地五

株式会社岡崎土質試験所

代表取締役　鶴田　正己

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月一日

神戸市長田区大橋町二丁目一番三四号

マロール株式会社

代表取締役　兎田　朗彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月一日

山口県萩市大字土原三八三番地の五

マルケー萩貨物自動車株式会社

代表取締役　黒瀬　秀俊

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である髙裕理が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

東京都文京区千駄木一丁目二二番八号

株式会社パウカンパニー

日本における代表者　髙　裕理

任意清算公告

当社は、令和七年七月十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番五号

saferay Gifu3Holding合同会社

代表社員　マルコ・シュルツ

破産手続開始申立ての公告

当法人は、令和七年六月十九日に解散し清算中ですが、当法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったため、令和七年七月十日神戸地方裁判所龍野支部に破産手続開始の申立てを行いましたので、医療法第五十六条の十第一項の規定により公告いたします。

令和七年八月一日

兵庫県たつの市新宮町井野原五三一番地の二

医療法人社団景珠会

清算人　八重垣千珠子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六十三億円減少し六十四億円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　一一六頁（号外第七十二号）

令和七年八月一日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

グリーンアセットインベストメント特定目的会社

取締役　石本　忠次

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千七百六十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0058/index.html

令和七年八月一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・エイ・ワン・レジデンス・ツー特定目的会社

取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0039/index.html

令和七年八月一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・ジェイ・レジデンス・フォー特定目的会社

取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0045/index.html

令和七年八月一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・ジェイ・レジデンス・ナイン特定目的会社

取締役　髙橋　法彦

農林債の元利金お支払い終了のお知らせ

農林中央金庫にて発行しました農林債（ワリノー・リツノー）（以下「元利金」）の支払に関する消滅時効の期限が到来していることから、元利金のお支払いを令和九年八月三十一日までとさせていただきます。※現在、発行している農林債には、外貨建て農林債と確定拠出年金専用債券の二種がありますが、今回の対象債券は、あくまで消滅時効が完成しているワリノー・リツノー（第二七八回までの保護預り、登録債を含む）に限られます。※本お知らせは、民法第一五二条（承認による時効の更新）に定める権利の承認を行うものではありません。

令和七年八月一日

東京都千代田区大手町一丁目二番一号

農林中央金庫

代表理事理事長　北林　太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億円減少し、優先出資二億口を一口につき金一円をもって有償消却し、消却に要する金額を金二億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tokyospc.co.jp/koukoku/gljree

令和七年八月一日

東京都千代田区永田町二丁目一七番五号

GL　JRE　E特定目的会社

取締役　金谷　正文

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千七百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/

令和七年八月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス1特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資のうち四千七百六十万口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は効力発生日である令和七年九月二日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス1特定目的会社

取締役　髙山　知也

債権申出の公告（第二回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により令和七年七月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年七月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

千葉県市川市行徳駅前三丁目九番一九号三〇六号室

日鉄物流企業年金基金

清算人　別所　靖明

取消公告

令和七年七月二十二日掲載の当社の準備金の額の減少公告は取消します。

令和七年八月一日

東京都新宿区新宿五丁目一七番一八号

株式会社保険見直し本舗グループ

代表取締役　臼井　朋貴

正誤

ページ	段	行	誤	正
四一	上	一一～一二	老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）	老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）
〃	〃	一四～一五	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）
三七	上	二二～七	港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）	港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）
四一	〃	一一～一二	老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）	老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）
〃	〃	一四～一五	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）
四九	上	一四～一六（終りから）	日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和七年法律第二十六号）	日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和七年法律第二十六号）
五三	下	一九～二一		
五三	下	二三～二三（終りから）	港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）	港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）
九九	下	二～一（終りから）	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）
一一	下	二〇～二一	情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）	情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）
三二	下	七～八	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十八号）	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）
一五	下	一三～一四	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行にする関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行にする関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）
四九	下	一六～一七	円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）	円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）

同年三月三十一日（号外特第八号）公布政令第百十九号地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令は、同年四月二十三日日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律の公布により

一四九上～一六（終りから）　一五三下～一九二一

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和七年法律第二十六号）

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和七年法律第二十六号）

と、同年四月二十三日港湾法等の一部を改正する法律の公布により

一五三下二二～二三　港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）

港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）

となった。

同年三月三十一日（号外特第八号）公布政令第百二十七号租税特別措置法施行令の一部を改正する政令は、同年六月十八日食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の公布により

一九九下二～一（終りから）

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）

となった。

同年四月二十三日（号外第九十一号）公布法律第二十六号日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律は、同年五月二十三日情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の公布により

一一下二〇～二一　情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）

となった。

同年四月二十五日（号外第九十三号）公布法律第二十九号児童福祉法等の一部を改正する法律は、同年六月十八日公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の公布により

三二下七～八　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十八号）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）

となった。

同年五月十四日（号外第百六号）公布法律第三十号情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律は、同年五月二十三日重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布により

一五下一三～一四　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行にする関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行にする関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）

となった。

同年六月六日（号外第百二十五号）公布法律第五十七号譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律は、同年六月十三日円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の公布により

四九下一六～一七　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）

となった。